

令和6年7月

お客さま各位

岐阜商工信用組合

お客さま情報確認に関するご協力のお願い

近年、日本および国際社会においてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組みの重要性が高まっております。

岐阜商工信用組合では、お客さまの口座が第三者に不正に利用されることなどを防ぎ、安心・安全にお取引いただくための取組の一環として、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」に基づき、お取引のあるお客さまにつきまして、お客さま情報を定期的に確認させていただいております。

確認は、訪問、窓口、郵送のいずれかの方法により、「顧客情報調査票」にご記入いただくことで行っております。複数の支店とお取引いただいている場合、複数の調査票への回答をお願いする場合がございますので、その都度ご回答をお願いいたします。

お客さまには大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈ご不明等がございましたら下記にご照会ください。〉

岐阜商工信用組合 経営企画部 担当 橋本・山崎

岐阜県岐阜市美江寺町 2-4-3 電話 0120-007-882 サービス番号「8」

※お取引内容の照会についてはお取引店へご連絡ください。

※ご住所等変更がある場合は、お手数ですがお取引店に変更のお手続きをお願いいたします。

## よくあるご質問 (Q&A)

Q. "マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策"とは何ですか？

A. 「マネー・ローンダリング」とは犯罪によって得た収益を正当な資金であるかのように見せようと複数の金融機関を経由する等して資金の出所を分からなくする行為、「テロ資金供与」とはテロの実行支援等を目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用し、テロリストに資金を渡す行為をさします。金融機関はこれらの犯罪行為に対し有効な防止策をとる必要があります。

Q. 回答しないといけないのですか？

A. 今回のご案内は当組合とお取引のあるお客さまに対して、現在の「お客さま情報」やなりすまし取引に利用されていないかなどを、確認させていただき目的でお願いしているものです。ご回答の状況により、やむを得ずお取引を制限させていただく場合がございますので、大変お手数をおかけいたしますが、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 自分に何か問題があるということですか？

A. そのようなことはございません。お客さまに限らず、当組合とお取引のあるお客さまみなさまに対して、お客さま情報の確認を実施しております。

Q. もう取引がないのですが、回答が必要ですか？

A. 行き違いにより、既にお取引のないお客さまにご回答をお願いしている場合がございます。その場合はご回答の必要はございませんので、その旨お申し出ください。

Q. 私は岐阜商工信用組合に取引があるということですか？取引の内容を詳しく知りたいです。

A. お手数ではございますが、本人確認書類をお持ちいただき、窓口にてお申し出ください。残高証明書等が必要な場合はお届けいただいているご印鑑もお持ちください。真に申し訳ございませんが、お電話ですとご本人様であることの確認が難しいため、お電話でのご回答は控えさせていただいております。